

国立大学改革プラン（概要）

第3期中期目標期間（平成28年度～）には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化

自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
- 改革加速期間中（平成25～27年度）の取組の成果をもとに、
 - 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
 - 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

各大学の機能強化の方向性

世界最高の教育研究の展開拠点

- 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点
- 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

全国的な教育研究拠点

- 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点
- 世界に開かれた教育拠点
- アジアをリードする技術者、経営者養成

地域活性化の中核的拠点

- 地域のニーズに応じた人材育成拠点
- 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」

当面の目標

- ◆ 第3期には、教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す
- ◆ 第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに
- ◆ 学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築
- ◆ 2020年までに、日本人海外留学者数、外国人留学生の受入数を倍増
- ◆ 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上を目標す
- ◆ 今後10年で20以上の大学発新産業を創出

大学のガバナンス機能の強化

- 中央教育審議会大学分科会組織運営部会において、学長がリーダーシップを発揮できる体制の整備や学長の選考方法、教授会の役割の明確化等について検討を行い、平成26年2月12日に大学分科会で審議まとめ。

中央教育審議会大学分科会 審議まとめ

「大学のガバナンス改革の推進について」26.2.12のポイント

各大学は、教育・研究・社会貢献機能の最大化のため、本部・部局全体のガバナンス体制を総点検・見直し。責任の所在を再確認するとともに、権限の重複排除、審議手続の簡素化、学長までの意思決定過程の確立を図る。国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

< 主な内容 >

1. 学長のリーダーシップの確立

学長補佐体制の強化（総括副学長等の設置、高度専門職の創設 等）
予算、人事、組織再編におけるリーダーシップの確立 等

2. 学長の選考・業績評価

選考組織が主体性を持って、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定 等

3. 教授会の役割の明確化

教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の研究業績審査等を審議 等

4. 監事の役割の強化

ガバナンスの監査
常勤監事の配置 等

学校教育法及び国立大学法人法の改正のポイント

審議まとめを受けて、通常国会に改正法案を提出、6月20日成立

副学長の職務内容を見直し、**学長の命を受けて校務を分担**できることとする
教授会は「**教育研究に関する事項**」について審議し、決定権者である学長等に対して「**意見を述べる**」**機関**であることを明確化する
国立大学法人は、**学長選考の基準を定め**、選考結果とあわせて公表することとする
国立大学法人の経営協議会の外部委員の割合を2分の1以上から過半数とする 等

独立行政法人通則法の改正に伴い国立大学法人の監事機能を強化(役職員や子法人に対する調査権限の法定化、任期の延長等)